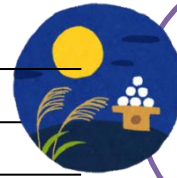


# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に！？
- ◆借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！
- ◆令和2年度宮城県消費生活相談状況の概要
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！（宮城県金融広報委員会）



2021  
9 September  
月号

第138号



## アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に！？

### 事例

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「アナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。

## ★アドバイス★

- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかり確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。
- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
ひとりで悩まず相談しましょう！



# 借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！



## 事例1

オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りるように言われ、借金して契約してしまった。

## 事例2

大学の先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ。クーリング・オフしたい。



## ★アドバイス★

- **借金をしてまで契約すべきものなのかよく考えましょう**  
「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。
- **断る際は、「お金がない」ではなく、「いいません」ときっぱり断りましょう**  
友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、「お金がない」という断り方はやめ、望まない契約なら「いいません」「やめます」ときっぱり断ってください。
- **ウソについて借金することは絶対にやめましょう**  
使用目的や職業、年収等についてウソをついて借りるよう指示されても、絶対に耳を貸さないでください。
- **2022年4月から「18歳で大人」に！**  
未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。契約は慎重に！

## 消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

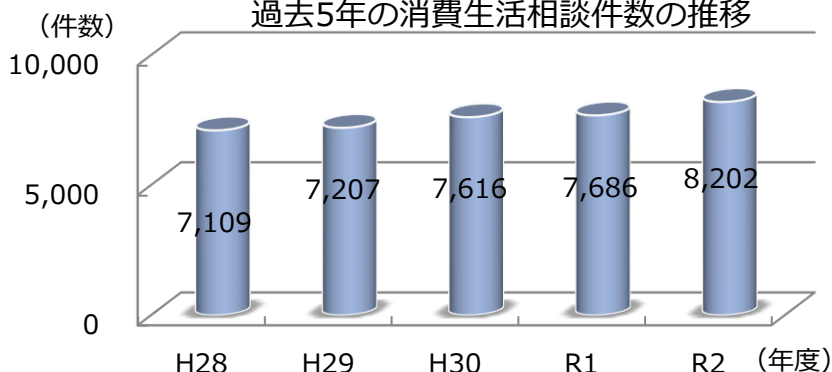
<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

# 令和2年度宮城県消費生活相談状況の概要

令和2年度に県の消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は、前年度より516件増加の8,202件となり、4年連続で増加しました。

過去5年の消費生活相談件数の推移



商品・サービス別（中分類）による相談件数（上位5位）

順位	商品・サービス区分	相談件数	対前年度増減(件数)
		令和2年度	
1	商品一般	772	-236
2	デジタルコンテンツ	622	60
3	他の健康食品	385	74
4	不動産貸借	384	62
5	相談その他	247	-11

## 依然として増加傾向の「他の健康食品」に関する相談



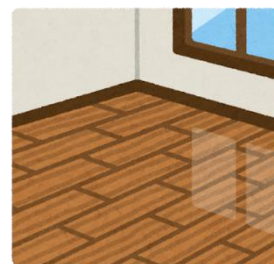
主成分が分からない健康食品やダイエット食品等に関する「他の健康食品」の相談件数は、令和2年度は385件となり、前年度と比較すると74件増加しました。

相談内容としては、通常価格より低価格でお試し購入できると思い注文したところ、実際は数か月の定期購入が条件となっていた、というものが多くなっています。

## 「不動産貸借」に関する相談が増加

「不動産貸借」に関する相談は、令和2年度は前年度より62件増加の384件となりました。

相談内容としては、「アパートを退去したら、高額の原状回復費用を請求された」などの退去時のトラブルが多くなっています。



## 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、マスクなどの保健衛生品の品薄や「注文した覚えのないマスクが送り付けられた」というマスクの送り付けに関する相談が多く寄せられました。

また、海外旅行や結婚式のキャンセル料が高額だ」などキャンセル料に関する相談についても多くなっています。

その他にも、給付金に関する相談も寄せられました。



- ❖ 8月号では、「18歳までに学ぶ契約の知恵」として、「あなたを守ってくれる法律」について取り上げました。
- 今回は、前回学んだ内容のうち、「特定商取引法」について詳しく学んでいきます。




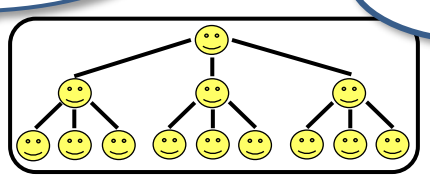
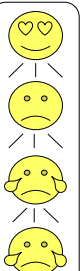
### クーリング・オフ、中途解約など

### 【特定商取引法】

- ❖ 消費者トラブルが発生しやすい取引を、「特定商取引」として7つあげたうえで、クーリング・オフや中途解約ができることなどを定めています。
- ❖ クーリング・オフ（Cooling off）とは、“頭を冷やし、考え直す”との意味です。一定の期間内であれば、理由を問わず契約を解消できるしくみです。
- ❖ その期間が過ぎてしまった後でも、中途解約ができるものもあります。解約するときに事業者が請求できる金額にも上限を定めています。

7つの類型	取引の内容や、別のよびかた	クーリング・オフ※2	中途解約
訪問販売	自宅や職場などを訪問して販売 キャッチセールス※1 アポイントメントセールス※1	8日間できる	× できない
訪問購入	自宅を訪問して買い取り、押し買い		
電話勧誘販売	電話で勧誘して申込みを受ける		
特定継続的役務提供	エステ※1 美容医療※1 語学教室※1 パソコン教室 家庭教師 学習塾 結婚相手紹介	20日間できる	○ できる
連鎖販売	マルチ商法（ネットワークビジネス）※1		
業務提供誘引販売	内職商法（副業商法、モニター商法）		×
通信販売	ネットショッピング※1 テレビショッピング カタログ通販 など	クーリング・オフはできない。ただし、事業者は返品の条件等を表示する必要がある。表示がない場合、8日間は返品できる。	

- ❖ とくに以下の取引には気をつけましょう。（イラストは例です。別のかたちで誘われるシーンも考えてみてください。）

キャッチセールス	アポイントメントセールス
 <p>〇〇〇の無料体験しませんか？</p> <p>駅や商店街に近い路上などで声をかけて人をつかまえ（キャッチ）、別の場所（事務所、喫茶店など）につれていき、商品などを買わせる。</p>	 <p>おめでとうございます！あなたが当選しました！！</p> <p>すぐ行きます</p> <p>電話やメールなどで「当たりました」「選ばれました」などと伝え、会う約束（アポイントメント）をとりつけてよび出し、商品などを買わせる。</p>
マルチ商法（ネットワークビジネス）	
 <p>友だちに売ったり、知り合いを紹介するだけで、もうかるよ！！</p>  <p>センパイにことわりにくい</p>	<p>個人を誘って商品を買わせ、その人に次の人を勧誘させることをくり返し、売上げをふやしていく商法。</p> <p>はじめて会員になった人だけがもうかるしくみ。あとで会員になった人は買ってもらうのに苦勞し、赤字になることが多い。</p>  <p>そんなふううまくいくのかな？</p>

※1 若者がねらわれやすいもの

※2 クーリング・オフの日数は、契約書などの書面を受けとった日を1日目とする。なお、最初からお店に買いに行った場合、クーリング・オフはできません。